

第6回瀬戸内海広域漁業調整委員会

1. 日 時

平成15年3月17日(月)14時00分

2. 場 所

神戸市中央区下山手通5-1-16

パレス神戸2階「大会議室」

3. 出席者氏名

出席委員

田中 忠明 / 西川 太 / 折見 勝治 / 山根 勝法

鍋島 弘行 / 高橋 昭 / 前田 健二 / 今津 時長

藤本 昭夫 / 荒井 修亮

以上10名(欠席委員 嶋 洋一 / 小川 守男

坂井 淳 / 三本菅善昭)

臨席者

水産庁 漁政部 水産経営課 経営改善班課長補佐 廣山 久志

資源管理部 管理課 課長 高柳 充宏

資源管理推進室長 佐藤 力生

資源管理企画班課長補佐

斎藤 晃

T A E 班課長補佐 阿部 智

増殖推進部 漁場資源課 資源管理調査係長 宮崎 潤太

独立行政法人水産総合研究センター

瀬戸内海区水産研究所 海区産業研究室長 永井 達樹

仙台漁業調整事務所 資源管理係長 在本 英教

九州漁業調整事務所 次長 森田 正博

沖合課長 黒田 正道

資源管理係長 西部 博英

瀬戸内海漁業調整事務所 所長 丹羽 行

調整課長 大田 浩二

資源課長 小林 一彦

資源保護管理指導官 櫻林 正夫

資源管理計画官 平松 大介

漁船検査官 岡崎久美子

	調整係長	佐藤 岳史
	資源管理係長	今泉 寛典
	資源増殖係長	小林 一弘
	漁場整備係長	田中 健治
	調整係	武下 久恵
	”	福島 秀悟
和歌山海区漁業調整委員会	事務局長	池永 勝彦
和歌山県農林水産部水産課	副課長	井辺 勝次
	主任	田辺 伸治
大阪海区漁業調整委員会	書記長	新免 浅利
大阪府環境農林水産部水産課	課長補佐	森 政次
	主査	米田 佳弘
兵庫県農林水産部水産課	課長補佐兼資源管理係長	
		三木 宗和
	技術吏員	中桐 栄
岡山県農林水産部水産課	課長補佐	田中 丈裕
広島海区漁業調整委員会	事務局長	平本 義春
広島県農林水産部漁業調整室	主任技師	武田 高明
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会	事務局長	清水 敏夫
徳島県農林水産部水産課	主査兼係長	舩越 進
	技術主任	和泉 安洋
徳島県農林水産部水産課漁業調整室	係長	大塚 弘之
香川海区漁業調整委員会	副主幹	菊池 博史
香川県農林水産部水産課	主査	牧野 弘靖
香川県水産試験場	主任研究員	竹森 弘征
愛媛海区漁業調整委員会	書記	平田 伸治
愛媛県農林水産部水産局水産課	栽培漁業係長	滝本 真一
愛媛県八幡浜地方局水産課	課長	桑原 彰三
愛媛県中予水産試験場東予分場	主任研究員	河野 芳巳
愛媛県漁業協同組合連合会	参事	松根 喬
	漁政部長	富田 勘司
今治漁業協同組合	専務理事	吉井 啓典
	漁業者代表	大澤 国光
福岡県豊前海区漁業調整委員会	事務主査	宮本 佳明
大分県林業水産部漁政課	参事	小野 眞一
	課長補佐	阿部 裕信
	主幹兼係長	本庄 新

4 . 議題

1 . さわら瀬戸内海系群資源回復計画について

- (1) 資源回復措置の実施状況及びさわら資源状況等
- (2) 資源回復計画の修正及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示
- (3) 瀬戸内海隣接海域における取り組み
- (4) T A E の数値

2 . 資源回復計画の次期対象種について

3 . その他

5 . 議事の内容

(1 4 時 0 0 分開会)

(平松資源管理計画官)

ただ今から、第6回瀬戸内海広域漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、和歌山県の嶋委員、兵庫県の小川委員、それから学識委員の坂井委員、三本菅委員は、事情やむを得ず欠席をされております。しかし、定数の過半数を超える委員のご出席を賜っておりますので、漁業法第114条で準用いたします第101条に基づき、本委員会は成立していることをご報告いたします。

それでは、藤本会長、それから来賓の水産庁管理課高柳課長、事務局長でございます瀬戸内海漁業調整事務所長の丹羽所長からご挨拶をいただきたいと思っております。

まず、初めに藤本会長、よろしくお願いたします。

(藤本会長挨拶)

(藤本会長)

一言ご挨拶申し上げます。本日は、委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中をご出席いただきましてありがとうございます。また、水産庁の高柳管理課長、それから佐藤資源管理推進室長をはじめご来賓の皆様方には、ご出席いただきありがとうございました。

皆様ご案内のとおり、昨年は瀬戸内海においてさわらの資源回復計画を開始しただけではなく、日本海の西部、それから伊勢湾におきましても資源回復計画が策定されるなど、日本の漁業振興にとって大変大きな年であったと思っております。

資源回復計画は、水産資源の早急な回復を図ることにより、水産業の再生と水産食糧の安定供給を果たすことを目標としておりますが、これまでに例のない初めての試みでありまして、現場ではいろいろな問題が生じ、目標の実現にはなかなか困難なものがあると思っております。しかし、いかに困難な問題であっても、一つ一つ地道に解決をしていけば、実効ある資源回復を達成し、今後の水産業全般の発展につなげていけるものと思っております。その成否は、もちろんこれを推進すべき漁業者、それから県、国等の関係者一同の努力にかかっていることは申すまでもございません。今後ともこの資源回復に向けまして、ご指導、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の案件といたしましては、「さわら瀬戸内海系群資源回復計画について」及び「資源回復計画の次期対象種について」等を予定をいたしております。平成14年度の取り組みの結果や平成15年度実施に向けての取り組み等、いずれも重要な案件でございます。委員の皆様方の見識あるご意見を承りたく、よろしくお願いいたします。

今後とも瀬戸内海漁業のより一層の振興を目指し、委員の皆様方にもさらなるご尽力を

お願いいたしまして、簡単でございますが、開会に当たりましての私のご挨拶にかえさせていただきます。どうかよろしく申し上げます。ありがとうございました。

(平松資源管理計画官)

どうもありがとうございました。

続きまして、水産庁管理課高柳課長、よろしくお願いいたします。

(高柳管理課長挨拶)

(高柳管理課長)

恐れ入ります、この1月に水産庁管理課長になりました高柳と申します。

本委員会の開催につきまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙にもかかわらず、本日もご出席賜り、まことにありがとうございます。

皆様ご案内のとおり、資源回復計画につきましては、平成13年度から取り組みが始まっており、平成16年度までに50程度の魚種につきまして条件の整ったものから計画策定に着手することになっております。平成13年度から始まった5計画のうち、既にサワラ瀬戸内海系群につきましては策定され、ほかにも4計画、9魚種を策定公表しております。また、マサバの資源回復計画につきましては、本年夏ごろを目途に作成できるよう、現在詰めの作業を行っているところでございます。このほか、平成14年度に取り組んでいる魚種につきましては、関係する部会におきまして、鋭意検討が行われている状況となっております。

策定されました計画の状況でございますけれども、まず当委員会でご担当しております瀬戸内海のサワラにつきましては、増加傾向が見られるということでございます。また、伊勢湾、三河湾のトラフグ及び日本海西部のズワイガニにつきましても好漁であると伺っており、いずれの計画につきましても関係者の協力を得ながら、おおむね順調に進んでいると承知しております。また、資源回復計画に沿って行われる休漁等の措置につきまして、私どもといたしましては、これを強力にバックアップするために、各種メニューを用意しております。後ほどご説明申し上げますけれども、特に平成15年度からは、休漁対策を着実に実施し、休漁漁業者の雇用の場の確保といたしまして、公共事業の中に休漁漁船を活用して、漁場保全事業といった新しいメニューを立ち上げ、これらの事業を積極的に活用していただければと考えております。

また現在、水産庁におきましては、水産基本計画の着実な実施に向けた組織的な対応といたしまして、新水産政策推進本部を設定しております。この中の構造改革部会におきまして、資源回復計画の着実な推進や、実効ある資源管理につきまして検討を行っているところでございます。このような中、本計画の着実な推進につきまして、当委員会がその役割を十分果たすことが、今後の水産業全般の発展につながると考えております。

本日の委員会におきまして、委員の方々から忌憚のないご意見を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

(平松資源管理計画官)

ありがとうございました。

最後に、丹羽所長より一言お願いします。

(丹羽所長挨拶)

(丹羽所長)

瀬戸内海漁業調整事務所の丹羽でございます。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

このさわらの資源回復計画は日本で第1号ということで、私ども瀬戸内海広域漁業調整委員会の事務局といたしまして、手探りの中で最大限努力をしながら進めてまいりました。初めてということで、関係する漁業者の方々の中には、十分ご満足いただける内容となっていないところもあったかと思えますけれども、私どもとしましては最大限努力してきたつもりでございますし、本日、それに関連しまして、平成14年度の進捗状況、それから平成15年度についてのご提案をさせていただきたいと思えます。

また、あわせまして次期対象種について事務局の方で最大限努力した調整の結果としてのご提案をさせていただく予定でございます。

今、言いましたように、この事業自体が平成14年度に瀬戸内海が第1号として始まった訳で、皆様方のご協力なくしては先に進まないということでございますので、皆様方のご審議のほどをよろしく願いしまして、簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

(資料の確認)

(平松資源管理計画官)

ありがとうございました。

続きまして、本日使用いたします資料の確認をさせていただきます。

申し遅れましたが、私、瀬戸内海漁業調整事務所資源管理計画官の平松です。よろしくお願いいたします。

まず、お手元にお配りしております資料でございますが、本日の議事次第、それから瀬戸内海広域漁業調整委員会委員名簿、それと本日の出席者名簿、それから配席図がございます。それから、資料につきまして、資料1「さわら瀬戸内海系群資源回復計画の取り組み状況」、それから資料2「サワラ資源の状況」、これは1枚のプリントでございます。

それから資料3「さわら瀬戸内海系群資源回復計画」というタイトルのものがございます。それから資料4「瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第二号(案)」がございます。それと資料5「瀬戸内海隣接海域における取り組みについて」という資料、それから資料6「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画(抜粋)」、資料7「次期対象種関係検討進捗状況」という資料、それから資料8は予算関係の一覧表、資料9「さわら資源評価調査実施結果」、最後に参考資料といたしまして、現行の資源回復計画と委員会指示がつづりになったものでございます。以上、お手元にご不足等ございましたら、事務局の方までお申しつけください。

それでは、藤本会長、議事の進行よろしくお願いいたします。

(議事録署名人の選任)

(藤本会長)

議事に先立ちまして、後ほどまとめられます本委員会の議事録の署名人を選出する必要があります。従来からの慣例によりますと、私の方から指名させていただいておりますが、今回もそのように取り計らってよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」という者あり)

(藤本会長)

はい。ありがとうございます。それでは、僭越でございますが、私の方から議事録署名人を指名させていただきます。

香川県の高橋委員、愛媛県の前田委員のお二方をお願いいたします。どうかよろしくお願いいたします。

(さわら瀬戸内海系群資源回復計画について)

(藤本会長)

それでは、早速議題に入ります。

議題1の「さわら瀬戸内海系群資源回復計画について」に入ります。資源回復計画に基づき、昨年春よりさまざまな資源回復措置が展開されてまいりました。議題1では、まず平成14年度の資源回復計画の実施状況及びサワラの資源回復状況等について報告していただき、続きまして、平成15年度の資源回復計画措置等の協議を行いたいと思います。さらに、瀬戸内海隣接海域における取り組み、及び昨年11月に制定されたT A Eの具体的数値について事務局から報告していただきたいと思います。

それでは、まず事務局より実施状況についてご報告していただきます。よろしく申し上げます。

(資源回復措置の実施状況について報告)

(平松資源管理計画官)

それでは、事務局よりご報告させていただきます。座って説明させていただきます。

さわら瀬戸内海系群資源回復計画の取り組みにつきましては、前回の第5回委員会でも春漁の取り組み等ご説明させていただいておりますが、さわら回復計画が策定されまして、ちょうど1年が経っております。この1年間の資源回復計画の取り組み、またそれらに関する関連事項の措置状況等につきまして、先ほど申しました資料1をもとに、ご説明をさせていただきますと思います。

1枚めくっていただきますと、漁獲努力量削減措置の取り組みについてがございます。こちらの地図に整理しておりますが、瀬戸内海関係海域におきまして、各灘ごとに春漁または秋漁の休漁等の取り組みを実施して参りました。地図の斜線部分につきましては、春漁の規制を行っているところであり、5月から休漁等の取り組みが実施されました。また、瀬戸内海の中央部分であります安芸灘から播磨灘にかけて、秋漁の休漁の取り組みが実施されております。具体的には9月以降、休漁が実施されました。それに加えまして、昨年9月以降になります。さわら流し網の目合いが10.6センチ以上という全体的な取り組みが実施されております。また、委員会指示により、はなつぎ網漁業とさごし巾着網漁業につきまして、それぞれ漁獲量の上限を40トン及び46トンと設定し取り組んでおります。この地図の右下のところに、点線で囲ってありますところには、休漁や目合い制限に伴う資源回復計画推進支援事業の実施県、それから実施事業の項目を示させていただいております。

以上のように1年目の瀬戸内海全体としての取り組みが実施されてきたわけですが、昨年9月9日、愛媛県の漁業取締船が燧灘におきまして、香川県籍のさわら流し網漁船の操業を現認し、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示違反としての指導を行った事例が1件ございました。本件につきましては、愛媛県からの通知を受けました香川県が、直ちに事実確認及び漁網の陸揚げ等の措置を行うとともに、所属漁協に対し指導を行いました。また、瀬戸内海漁業調整事務所は当該漁業者に対し、瀬戸内海漁業調整事務所に出頭させて事情聴取を行うとともに、今後委員会指示の遵守を約束させた次第であります。この結果、当該漁業者は、委員会指示違反に対する深い反省の色を示しまして、10月1日から5日まで操業を自粛する旨の誓約書を提出するとともに、実際の操業自粛につきましては、10月10日まで延長して履行をいたしました。平成14年度は、今申し上げましたような委員会指示違反という残念な事例が発生いたしましたが、平成15年度においても各府県と協力しながら、委員会指示の遵守についての啓発、指導に努めることとしております。

続きまして、資料の2ページ、それから3ページにまたがりまして、サワラの種苗生産、中間育成及び受精卵放流の取り組み実績をまとめております。こちらにつきましては、前回の委員会での報告と重複いたしますので、詳しい説明は省略させていただきますが、瀬戸内海一帯での種苗生産・中間育成の結果、サワラ種苗約21万尾が放流され、あわせて各地で受精卵放流が実施されました。

続きまして、資料の4ページ目には、瀬戸内海における広域漁場整備及び漁場環境保全の取り組み状況を図示しております。

また、先ほど申しました漁獲量の削減措置、栽培関係の取り組み、漁場環境保全の取り組みをこの1年間行なってまいりましたが、平成14年の漁獲状況につきましては、統計資料をもとに5ページ目の方に整理をさせていただいております。この中で瀬戸内海の漁獲量と書いておりますが、農林水産省統計情報部におきまして、平成14年から3カ月ごとの各四半期ごとに栽培対象種や、資源回復計画対象魚種について漁獲量の統計を取り、速報という形で掲載しております。そちらの、第4四半期、10月から12月の四半期の数字、それからそれまでの各四半期の合計の数字というものが、速報値という形で出ておりますので、その数値を今回後ろの方へ掲載させていただいております。こちらの速報値でいきますと、平成14年の瀬戸内海の漁獲量につきましては、669トンとなっております。先ほど申し上げました委員会指示で漁獲量の上限が規定されておりますはなつぎ網とさごし巾着網の平成14年の漁獲状況は、5ページの下の方に載せておりますように、関係する広島県、兵庫県からの漁獲量報告によりますと、はなつぎ網9トン、さごし巾着網2.1トンとなっております。

以上で、非常に簡単ではございますが、資源回復計画1年目の実施状況でございます。

(藤本会長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

(「なし」という者あり)

(藤本会長)

それでは、次にサワラの資源状況等について、独立行政法人水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所の永井室長より最新の状況を報告していただきます。お願いいたします。

(さわらの資源状況について報告)

(永井海区産業研究室長)

瀬戸内水研の永井です。初めての方もいると思います。何回も聞いている方には、またかと思われるかもしれませんが、なるべくわかりやすく、余り詳しいこと、細かいことを言わないで、簡潔に報告します。

年度初めの委員会的时候には、水産庁から委託されて、水産研究所が魚種ごとにつくる資源評価票というものがあまして、それに基づいて結果をお示ししました。それによると2003年のABC(生物学的な許容漁獲量)を予想したわけですが、2年後を予測するわけで、2001年までの資料を使って2003年の数字を出しました。それから、2

002年の漁獲はどうかということを私の方で予測しましたけれど、その数字は618トン、約620トンであります。今平松資源管理計画官が報告されたように、実際の漁獲量はそれをもう少し上回っているようです。回復が順調だということかと思えます。

それで、年度初めについては今言ったように、資源評価票に基づいてお話をしましたが、年度末のこの委員会については、春漁と秋漁の漁獲の状況について、定性的ではありませんが、資源の状況がどのようになっているかをまとめてお話します。ただ各府県の資料を使って説明することをご承知ください。

最初にサワラについてですが、1メートルを超えるぐらい、体重で10キロぐらいになる魚で、寿命は7年から8年、メスは2歳から成熟します。今、資源が非常に悪く、魚が少なくなっているので、3割ぐらいのメスが1歳から成熟するようです。

それから、瀬戸内海の範囲ですけれど、紀伊水道から大阪湾、播磨灘、備讃瀬戸が東部、それから燧灘、安芸灘、伊予灘、周防灘を西部としております。瀬戸内海のサワラは、資源としては一つと考えておりますが、漁業の歴史が違ったり、資源回復の措置が違ったりするので、一応2つに分けて資源計算をしております。

代表的な調査地は各県あるわけですが、例えば、東部でしたら兵庫県の五色、西部でしたら愛媛県燧灘の河原津、伊予灘の上灘、これらを中心に、各県の主要な漁協の、春や秋の月別の漁獲量、それから何隻操業したかということから、一日一隻当たりの漁獲量がどうであったかということ、また体重銘柄で、サワラやサゴシ別の漁獲量をおさえて、資源をモニターしております。

漁獲量の経年的な図ですが、1970年代の中ごろまで、赤が東部で、ブルーが西部ですが、大体1,000トンから1,500トンぐらいで安定していました。これぐらいの水準でとっていけば、多分資源は今もそういう利用ができたと思われれます。その1970年代中ごろから、瀬戸内海に陸上からいろいろな栄養塩が流れてきて、イワシがふえて、サワラやトラフグが多分ふえたのだと思います。実際サワラの漁獲量もふえてきました。ただサワラの場合は、漁業においていろいろな変化があって、例えば流し網を手であげていたのを機械であげるローラー巻きにしたとか、化繊の網が導入されて、今までほとんど春しか操業できなかったのが、秋にも操業するようになったとか、それから同じ化繊の網でも、網の性能が非常によくなった。釣り糸で使うようなナイロンの手ぐす網が使われるようになって、魚を絡めとる能力がまして、また網が小さくなって大丈夫なので、小さい魚をもとるようになった。それで、1,000トンから1,500トンあった漁獲量は一時6,000トンを超えてしまった。それ以降はずっと下がってきました。98年が一番少なくて、漁獲量は約200トン、それが2001年には600トンを少し下回る580トンぐらいになり、先ほど言われたように、去年の漁獲量は600トンを超えるほどではないかと思えます。ですから、一番悪いときの3倍ぐらいまで回復してきたけれど、持続的に利用していた1,000トンから1,500トンレベルに比べると、まだまだ半分レベルの漁獲量になっております。

次に、お手元にお配りした資料では、春漁と秋漁の状況をまとめてありまして、春漁に

については、各地でサワラとサゴシの体重銘柄を込みにして、前の年に比べると何倍であるのか、もしくはよかったか悪かったかという比較をしております。漁獲量の多い主な漁協の数字を応分に受けとめ、一言でまとめるならば、資料の1番のところにあります2002年の春漁は、東部ではおおむね好漁であり、西部では私としてはやや好漁であったというふうに理解しております。それから、2002年の秋漁についてですが、例えば大阪湾について、これは大阪水試がつくられた資料ですが、春と秋で日別の漁獲量が示されております。これは大阪湾の11隻程度の流し網の漁獲量を調べた日別の漁獲量です。春は漁期の後半に短期間禁漁しているわけですが、前年に比べて1.1倍、前年の春は不漁でしたが、2002年不漁だったけれど、その前年に比べて1.1倍だった。秋については2.8倍ぐらいで、非常に秋がよかったという結果になっております。

それから、どういう魚をとったかについて、やはり大阪水試のまとめたもので見ますと、これが5月上旬の体長組成ですが、40センチから100センチぐらいの大きさです。縦軸は何匹いたかということで、体長別の出現頻度です。年齢査定をしていますが、体長の組成で大体わかりますので、私が適当に色をつけて、赤が1歳で体長モードが52センチぐらいです。茶色が80センチぐらいの2歳で、紫色が3歳。図のような年齢構成と割合になっています。99年生まれが割と数も多かったのが3歳が見えていますが、3歳まで生き残るのは今非常に少ないのが実態です。本来ですと7年や8年生きるのに、昔、1965年（昭和40年）ごろ、漁獲物の平均年齢は4歳でしたが、今や1歳と2歳が漁獲の中心です。今、秋についての話を主にさせていただいているところですが、秋は9月中旬、10月中旬、10月下旬、11月中旬、11月下旬とずっと図がありますが、秋の場合は、その年に生まれたサワラが、40～50センチになって、9月中旬ぐらいからとりはじめます。ただし、9月、10月の主対象は1歳魚で、このときは春に52センチだったのが75センチぐらいに大きくなっています。しかし、10月下旬にはまたゼロ歳だけで、1歳魚はもう外に出ていくようです。

各地における秋の漁獲の状況をまとめますと、お手元にお配りした資料に書いてありますが、大阪湾では非常に秋がよかったです。それから紀伊水道の和歌山側の加太において、ここは釣りですが、10月を中心に10年ぶりぐらいに1.5トン漁獲されて3キロ前後のさわらが主にとれました。それから、もう少し南に下がって、釣りが主の箕島ですが、10月から12月に0歳魚が2002年において好漁でありました。徳島では、9月から翌年3月に、延縄とか立縄で前年の1.1倍でした。前年もよかったですが、それと同じか少し上回る程でありました。ということで、東部では秋漁はかなりよかったです。

西部では、燧灘において愛媛の川之江で4.4倍、新居浜の垣生で1.3倍、河原津で1.4倍でありました。しかし、伊予灘では、愛媛県の上灘で0.7倍と前年を下回っております。しかし、大分の別府湾では、8月から12月に82トンとまとまってとれました。前年に比べ何倍かというのわかりませんが、よかったということです。ということで、秋漁は総じて言えば、東部も西部もよかったです。

それから、資源動向を見ますと、漁獲量は98年を底に上向きになっておりますし、春

漁及び秋漁の状況からもサワラ資源が回復傾向にあるのははっきりしています。次に、これは香川県の資料です。香川の流し網は休漁なのでとっておりませんので、その他大型定置や混獲でとれているもので、市場に集まったその年生まれのサゴシの漁獲量だけですが、この青く塗ってあるところがサゴシの取扱量です。サゴシは98年からずっとふえております。98年度のサゴシ取扱量は余り多くないですが、98年生まれについては割と数が多かった、海の中で多かったようです。必ずしもその取扱量と資源量が比例しているわけではありませんが、98年に比べて、2002年度の青がふえているということは、海の中でその年生まれの小さいサゴシがいる、育っているの、それは回復の一つの象徴として考えられるわけです。それから、後ほど香川水試から報告されるように、試験漁獲の結果もかなりいい状況になっておりますので、回復は割と順調であると考えております。

ただ一つだけ言いますと、例えば大阪湾の場合、この上段の図は、横軸が年で、縦軸が水温の偏差ですが、赤が秋、8月から12月の水温の偏差で、87年から年々の推移を示しておりますけれど、赤でも緑でもそうですが、この秋である緑が、5、6年周期で変動しながらレベルが上がっておりますので、水温が上がっていると考えております。次に、下段の図ですが、これは緑色の縦軸が87年から年々のカタクチイワシの漁獲量を示しております。1,000トン、2,000トン、3,000トンと右側に目盛りを入れてあります。これは大阪湾で操業してる標本船の漁獲量です。ここ3年ぐらい、それ以前に比べてカタクチイワシがすごくとれている。それから、左側がさわら流し網の標本船の漁獲量で、10トン、20トンレベルの話ですが、この3年ぐらい漁獲がいい。それで、一部の漁業者の方はもう大阪湾では資源回復の各種措置は要らないのではないかと言う方もいると聞いております。私としては、もちろんサワラ資源は回復基調であることは確かであるけれども、水温は上がっていて、大阪湾や紀伊水道では、魚が滞留しており、とられやすくなっている面もあり、回復している以上に見かけがいいと考えられます。従って、慎重に引き続き資源回復措置を続けていく必要があると思います。

漁獲量についても、まだ600トンから700トン程度なので、春漁を中心に漁獲はかなり回復してきましたが、もちろん操業の隻数の関係も、あるいは日数の関係もありますので、そういう一日一隻当たりどれぐらいとれたか、いいときに比べてどうだったかということを見ながら、回復を慎重に見守る必要があると考えています。

以上です。

(藤本会長)

はい、ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(「なし」という者あり)

(藤本会長)

それでは、資源回復措置の実施状況及びサワラの資源状況等の報告を受けたところでありませんが、実際に資源回復を実施していく上で、計画の修正を要するところが出てきております。平成15年度計画に関して、事務局、説明をお願いします。

(さ わ ら 資 源 回 復 計 画 の 一 部 修 正 に つ い て)

(平 松 資 源 管 理 計 画 官)

それでは、平成15年度の資源回復措置につきましてご説明をさせていただきます。資料につきましては、資料3、それから資料4を使ってご説明をさせていただきます。

初めに、資料3の1ページ目をごらんください。こちらに、「各海域別漁業種別規制措置(案)」という表がございます。1ページ目の上の表でございます。それから下の表に「(参考)瀬戸内海に隣接する海域における規制措置(予定)」という表がございますが、こちらの表につきましては、次に「瀬戸内海隣接海域における取り組み」におきまして説明いたしますので、このセクションでは、上段の表に基づきまして、アンダーラインを引いてるところであります。平成14年度の取り組みとの変更点につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、表の上から2つ目の段落、大阪湾につきましてでございます。大阪湾のさわら流し網の休漁期間につきまして、平成14年度は5月25日から6月30日でございます。現在、案としてお示ししてございますのは、6月5日から7月11日ということで、休漁の実施時期を11日間後ろへずらしております。

こちらにつきましては、平成14年度一年目の休漁の取り組みを実施しました後に、漁業者協議会を開催致しましたが、その中で、大阪府の漁業者から、この休漁の規制について変更を求める意見が出されました。これにつきまして、瀬戸内海漁業調整事務所において、その原因等の確認、協議を行っていたところでございますが、その中で、当初大阪府では、今回の資源回復計画に基づきますさわら流し網の休漁期間において、新たに他漁業の操業を行うことを予定しておりましたが、実際休漁期間中に他の漁業を行うことにつきまして、それ自体が他の漁業者から非難を受けるということがあり、結果として、当初予定していた他漁業の操業がほとんどできなかったという、当初想定し得なかった不測の事態が生じました。これにより、関係漁業者の経営につきまして、著しい影響が出てきていることが判明してまいりました。これについて、瀬戸内海漁業調整事務所といたしまして、経営に対する不測の事態への対応の検討を始め、ことしの1月に入りまして、瀬戸内海東部の漁業者協議会等で議論いただいた内容を考慮しながら、大阪府及び大阪府の漁業者と協議をしてまいりました。その結果として、この表に掲げておりますように、休漁期間につきましては、6月5日からに変更し、それから、休漁を行う期間につきましては、平成14年度と同様に37日間行うことで、最終的な調整が図られました。こちらにつきまして、2月14日に開催されましたさわら瀬戸内海ブロック漁業者協議会におきまして、協議を行い了承が得られたものでございます。以上が大阪湾のさわら流し網に関する事項の

変更点でございます。

続きまして、播磨灘に移ります。表中の播磨灘の欄に、さわら船曳網漁業、それからそれに関する規制措置について記載されております。こちらのさわら船曳網漁業につきましては、従来から岡山県におきまして操業が行われてまいりました知事許可漁業でございます。こちらにつきまして、現在のさわら資源回復計画を検討してまいりました今から2年前の平成13年度の時点におきまして、ちょうど播磨灘で流し網漁業者の方々が自主的に秋漁の休漁を行ったり、また、受精卵放流等の取り組みを行っていた時期であります。これらの取り組みに配慮をし、船曳網漁業の許可期間でございます5月から7月までの操業を、一時的に自粛をしていた時期でございます。この関係上、現在のさわら瀬戸内海系群資源回復計画におきまして、こちらの漁業につきましては、関係漁業という整理はされておりますが、隻数につきまして、平成13年時点でゼロ隻となっております。こちらの漁業につきまして、平成14年度に入りさわら船曳網を操業してまいりました漁業者の方から、操業に関する申し出が岡山県へありましたが、現在さわら瀬戸内海系群資源回復計画を実施していることから、漁獲努力量削減措置を設けて実施している他の流し網等の漁業と同様に、こちらのさわら船曳網漁業につきましても、漁獲量の削減実施について、規制を設けて操業を行うことが必要であるとの整理がなされました。これらの操業につきましては、岡山県の一部の地先海面でございますが、そちらで実際にさわら流し網漁業等をされております関係漁業者との間で協議を続けてまいりました。

それにつきまして、今回規制内容についての協議が整ったこともございまして、平成15年度からの資源回復計画の規制措置の中へさわら船曳網につきまして、規制措置を追加する形で考えております。具体的な規制措置の内容につきましては、こちらに書いてありますように、漁獲量を過去5カ年平均の8割を上限とするとしてございまして、内容的には上段にありますはなつぎ網の規制措置と同じようなものになっております。こちらにつきましては、名称はさわら船曳網漁業であります。操業形態につきましては、兵庫県で実施されておりますはなつぎ網と同様のものであることから、規制につきましても、はなつぎ網と同様の規制を行うことで協議をし、了承を得られましたので、こちらに記載してありますような規制内容としたいと考えております。こちらにつきましても、先ほどの大阪湾の流し網漁業と同様、2月14日に開催されましたブロック漁業者協議会におきまして、了解が得られたものでございます。

以上、2点が瀬戸内海の海域別、漁業種類別の規制措置についての平成14年度との変更点でございます。それ以外の各海域の規制措置、関係漁業の規制につきましては、平成14年度と同様の措置を行うことで、あわせて先ほどの2月のブロック漁業者協議会で提案し、了解が得られたものでございます。

これら規制を担保する措置といたしまして、今年度実施してまいりますのと同様に、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示という形で、規制の担保措置を制定していきたいと考えております。そちらの方が資料4において「広域漁業調整委員会指示第二号(案)」という形で入れさせていただいております。こちらの資料4の委員会指示第二号案の内容につきま

しては、ただいま資料3でご説明をさせていただきました漁獲努力量削減措置、規制措置の内容に対応したものとなっております。先ほど岡山県の播磨灘のさわら船曳網につきまして、漁獲量を過去5カ年平均の8割を上限とするという説明をさせていただきましたが、資料4の委員会指示案の3ページのところに、それらにつきまして、先ほど言いましたはなつぎ網やさごし巾着網と同様に、過去の漁獲量に基づく具体的な数字として、さわら船曳網漁業におけるさわらの年間漁獲量を2トン以下とするという規定をさせていただいております。

こちらの委員会指示(案)につきましては、現在国の官報掲載の手続きを事務的に進めておりまして、承認が得られましたら、4月1日付の官報に掲載をさせていただきたいと考えております。

しかしながら、さわら流し網の網目の規制につきましては、今年度3月31日までの10.6センチ以上とするとの規制が、引き続き4月1日以降も適用を受けるという形に委員会指示案となっておりますので、本日委員会指示の承認が得られましたら、本日付で関係府県に対する周知文書を発出させていただいて、事前の周知を実施することとしたいと考えております。

これら漁獲努力量削減措置の変更、それから、それに対応した瀬戸内海広域漁業調整委員会指示につきまして、この委員会の了承を得たいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、資料3につきまして、2ページ、3ページに、平成15年度の種苗生産・中間育成、受精卵放流の実施予定、それから広域漁場整備及び漁場環境保全の事業の実施予定を掲載しております。平成15年度予算につきましては、まだ成立していない段階でございますが、現在各地域で実施を予定している内容を、取り組み予定という形でまとめさせていただいております。平成15年度の取り組みにつきましては、以上でございます。

(藤本会長)

はい、ありがとうございました。平成15年度から大阪湾のさわら流し網漁業の休漁の実施時期を変更し、また播磨灘のさわら船曳網漁業の規制を新たに盛り込むことが、瀬戸内海での取り組みの修正でございます。委員会指示案もそれに対応したものとなっておりますのでございますが、ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

(高橋委員)

香川県の場合は平成9年からこのサワラの資源回復、漁業者支援に取り組みまして、沖合での受精卵放流から始めて、種苗の中間育成を行い、あるいは網目規制、そして平成12年においては香川海区の委員会指示を出すなど、サワラ資源の回復に努めてきたわけでございます。昨年、この広域委員会指示が出され、関係の方々のご努力に対し、感謝しております。また、隣接海域の紀伊水道、それから豊後水道でも協調して取り組んでいただ

ける、本当にありがたいことだと思っております。

今、ご説明の中で、一部の海域については、操業期間を11日ほどずらすとのことでございます。操業日数は変わらない形でありますけれども、この時期は産卵直後のサワラでございますして、サワラの値打ちという点では、余り値段が出ない時期ではないかと思いません。そのような時期の操業となりますと、果たして、それは資源回復にどれだけ効果があるのかという疑念がないわけではありません。これは漁業調整上のいろいろな苦しみの中で、このような結論が出されたのだと思しますので、あえてこのことについて、反対を申し上げるつもりはありませんけれども、このようなことがないように、今後委員会指示を出す場合には、やはり抜け穴ができるようでは困ると思うのです。これが悪い前例になって、他でこのようなことが出てくることがないようにお取り組みをいただきたい。これはお願いでございます。終わります。

(折見委員)

今、ここに変更がございますが、これをとやかく言うつもりはございません。しかし、広島県の場合は今まで三寸目の網を使っておりました。これが、ことしから10.6センチメートルで行うとした場合に、資源回復計画は何のためにやるのか、これはサワラの漁業者が生活できるように行うのだと思えます。広島県の場合の三寸目を三寸五分、すなわち10.6センチメートルにした場合に、漁獲がどういう形になるのか。これは今まで申し上げましたように、豊後水道、紀伊水道から入ってくる魚が広島県が一番多く、瀬戸内海の他県と同じ目合いで操業したならば、広島県はそれから抜けていった魚しかとられないこととなります。そして、このさわら流しといえども、サワラだけかかるものではございません。サワラもかかればサゴシもかかる。それから、太刀魚とか、サバとかいろいろな雑魚がかかります。そうして、初めて生活が成り立つようになっております。そうした場合に、永井先生が言われたように、サゴシをとらず、その1年後にサワラがとれればいいけれど、もし水揚量が下がった場合には、どうされるのか。サワラで生活している者が、資源回復計画によって、生活ができなくなる状況が出ると思えます。そうしたときはどのように措置するのか。資源回復計画というのは、その魚がふえるために行い、そのふえたもので漁業者が生活できるようにするのが、目的ではないかと思えます。そうした場合に、今香川の高橋委員が言われたように、この場合はいいが次は変更しないということであれば、広島県はこのまま見殺しにするのかということでございます。ここで操業期間を考えてみた場合には、広島県の操業期間は非常に短いのです。このようなことも全部計算に入れて、資源回復計画を行わなければいけないのではないかと思います。

以上です。

(高橋委員)

私が申し上げたのは、未来永劫のことを言ったつもりではありません。資源が回復した暁には、当然委員会指示も出ないでしょうし、操業形態も変わってくると思えます。ただ、

資源回復に努めてる間の話に限定して申し上げたつもりであります。

以上です。

(折見委員)

言葉を返すようですが、ことし操業して水揚量が下がるようであれば、元の3寸目に戻していただきたい、こういうことを申し上げておきます。

(丹羽所長)

瀬戸内海漁業調整事務所でございますが、今、高橋委員と折見委員から、双方ともまことにもっともなご意見が出されましたが、私、最初に挨拶にて申し上げましたが、資源回復計画第1号ということで手探り状態で始めたこともございまして、漁業者の皆様すべてがご満足いくものではございません。そういった観点から、この問題につきましては、今後とも皆様方のご意見等聞きながら、それから今高橋委員、折見委員のご発言にありましたような実態等も十分拝聴しながら調整を進め、今後ともこの資源回復計画を推進していくこととしたいと思っております。ご意見自体は重く受けとめながら進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(田中委員)

今、いろいろとご意見が出ましたが、大阪のさわら流し網漁業者は休漁問題について十数回にわたって漁業者協議会を開催した際に、他の業種と操業時期が輻輳して混乱を招くので、ずらしてくれとの漁業者のご意見があり、それはそうしないと仕方ないということに決定して、特に瀬戸調の方々につきましても、度々漁業者協議会等に出席していただいて、ご苦労をかけたと思っております。

ただ我々としても従来の休漁期間ではやっていけないとの思いがあったものの、みんながサワラが回復するよう一生懸命に取り組むこと、種苗についても今の何倍も放流して、できるだけサワラをふやすようにしなければいけないということを十分申し上げてきましたので、このことについて皆様のご理解を得たいと思っております。いろいろと皆様に迷惑をかけたことをこの機会にお詫び申し上げて、大阪海区については、今後はこのようなことのないようにしたいと思っておりますので、どうぞよろしく配慮願いたいと思っております。

以上でございます。

(藤本会長)

ほかにございませんか。

(「なし」という者あり)

(藤本会長)

他にご意見等もないようでございますので、瀬戸内海での資源回復計画の修正及び委員会指示案を承認したいと思いますのですが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」という者あり)

(藤本会長)

ありがとうございます。

それでは、事務局におかれましては、委員会指示の官報掲載及び関係漁業者への周知について、必要な手続きを進めてください。

続きまして、瀬戸内海隣接海域における取り組みについて、事務局より説明をお願いします。

(瀬戸内海隣接海域における取り組みについて報告)

(大田調整課長)

瀬戸内海漁業調整事務所で調整課を担当しております大田でございます。

それでは、資料3の下段の表、瀬戸内海に隣接する海域における規制措置、及び担保措置につきまして、その検討状況について資料5に基づいてご説明をいたします。

さわらの資源回復計画の推進のためには、瀬戸内海に隣接する海域においても、さわらを対象とする漁業について、瀬戸内海に準じた規制を担保して、さわら資源を一元的に管理する必要があります。昨年7月31日に開催されました太平洋広域漁業調整委員会第3回太平洋南部会におきまして、本瀬戸内海広域漁業調整委員会が関係海区漁業調整委員会と連携して必要な措置を講じていくということの承認が得られております。

これを受けました各関係海区漁業調整委員会の体制でございますが、紀伊水道外域におきましては、昨年11月25日、和歌山県及び徳島県の両海区漁業調整委員会におきまして、漁業法第105条第4項に基づく、和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会を設置して、検討をいただいております。それから、豊後水道域におきましては、漁業の実態から宇和海を対象海域として、愛媛海区漁業調整委員会において検討いただいているところでございます。

次に、両委員会におけます規制措置の検討状況でございますが、両委員会とも本年3月10日に委員会が開催されまして、瀬戸内海の規制に準ずる規制措置と、それを担保する委員会指示案の審議が行われました。各委員会の委員会指示案は、今から申し上げますとおりでございますが、概略をご説明申し上げます。

まず、和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会でございますが、委員会指示第1号としまして、「漁業法第67条第1項の規定に基づき、瀬戸内海に隣接する海域(紀伊水道外域)におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。」となっております。次に、規制のかかる水域の定義でございますけれども、この指示において「瀬戸内海に隣接する海域(紀伊水道外域)」とは、和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て、蒲生田岬灯台に至る直線、「和歌山県西牟婁郡白浜町瀬戸崎から徳島県海部

郡牟岐町牟岐港古牟岐東防波堤灯台に至る直線及び陸岸によって囲まれた水域」のことで、さわらの漁獲実態を反映し、このような水域を定めております。それから、操業の制限でございますが、「平成15年5月15日から平成15年6月20日までの間、さわらを目的とした操業を禁止する。」ということになっております。それから、委員会指示の有効期間及び施行日が資料5に書かれております。

次のページでお願いします。

次、愛媛海区漁業調整委員会指示第57号(案)でございます。これも漁業法第67条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海(愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう)が規制海域として規定されております。この宇和海におけるさわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業について、(資料5中)次のとおり指示がされております。それから、指示の内容でございますが、「さわら流し網漁業については、5月1日から5月31日までの間操業を禁止する。さごし、めじか流し網漁業については、8月1日から9月30日までの間操業を禁止する。」となっております。そのほか、指示の有効期間及び施行日が書かれております。

今お話ししました両委員会の委員会指示案につきましては、本日、本委員会における瀬戸内海の規制措置を担保する委員会指示案が承認されてございますので、これを踏まえて、今後発出していくという段取りとなっておりますので報告いたします。

また、この瀬戸内海に隣接する海域における規制措置につきましては、今後さわら瀬戸内海系群資源回復計画に盛り込んでいくこととなりますので、ご了承をお願いしたいと思います。なお、このことにつきましては、太平洋広域漁業調整委員会太平洋南部会で報告することになっておりますので、今後、本委員会の会長名で、太平洋南部会会長あてに文書をもって報告することとしたいと思っておりますので、あわせてご了承願います。

以上でございます。

(藤本会長)

はい、ありがとうございました。

隣接海域については、平成15年度から瀬戸内海に準じた規制を措置するとのことですが、ただいまの説明についてご意見、ご希望等がありましたら、お願いします。ございませんか。

(「なし」という者あり)

(藤本会長)

ご意見もないようでございますので、瀬戸内海については、先ほど本委員会で資源回復計画の修正を承認し、平成15年度の取り組みが決まりましたので、隣接海域の関係海区委員会に対して、委員会指示の発出等、必要な手続きを進めていただくようお願いします。

また、瀬戸内海とそれに隣接する海域について、平成15年度の取り組みが示されまし

たので、事務局におかれましては、必要な手続きを踏んだ上で、資源回復計画を修正し、引き続き計画を進めていただくようお願いします。

それでは、ここでお茶も出るようでございますので、10分ほど休憩したいと思いますすが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」という者あり)

(藤本会長)

それでは今、3時10分でございます。3時20分まで10分間休憩にしますので、お願いいたします。

- 休憩 -

(藤本会長)

平成15年度の取り組みにつきまして、前回の委員会においてTAEの具体的な数値については、事務局が関係府県と協議中であり、近いうちに数値を設定する旨報告したところでございますが、昨年11月12日に開催されました水産政策審議会にTAEの数値案を提出したところ、承認が得られましたので、事務局より報告がでございます。事務局お願いします。

(T A E の 数 値 に つ い て 報 告)

(平松資源管理計画官)

では、資料に基づきまして、TAE関係のご説明をさせていただきます。資料は、6でございます。

サワラに関する漁獲努力量管理、TAEにつきましては、前回の委員会におきまして、設定に関する考え方、TAE設定のスケジュールなどにつきまして、ご説明をさせていただいたところでございます。前回の第5回委員会以降、水産庁、それから各府県等とTAEの具体的な数値等につきまして協議をいたしました。その協議につきましては、各府県ごとの操業実態を聴取しながら、具体的には休漁する春漁もしくは秋漁以外の漁期につきまして、各府県ごとにTAE管理をする期間、それからTAE数量であります隻日数につきまして検討し、また実際にこのTAE数量を報告する漁業者の出漁報告における混乱を避ける必要がある等の状況を考慮しながら、具体的なTAEの数値を検討してまいりました。

先ほど会長からお話がありましたように、昨年11月12日の水産政策審議会の審議を経て、TAEの具体的な数量を決定してまいりました。12日の審議を受けまして、翌11月13日、各府県にそれぞれの該当のTAE数量を通知しております。また資料6に、12月5日公表と記載しておりますが、12月5日付でこちらにございます「海洋生物資

源の保存及び管理に関する基本計画」を公表したところでございます。こちらの基本計画につきましては、T A Eに関する記載にあわせまして、従前から行われておりますT A Cの関係の記述がでございます。そちらのT A Cに関しては、今回の資料では省略させていただいておりますので、資料6はこの基本計画の抜粋として作成しております。

では順に、こちらの基本計画の記載事項につきまして概略をご説明させていただきたいと思っております。

まず、この基本計画につきましては、1ページ目のところに、第1として「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本方針」が記載されております。具体的に、T A Eの関係でいきますと、2ページ目の6以降に資源回復計画とT A Eに関する事項が記載されております。

続きまして、第2といたしまして、3ページ目になりますが、「第2種特定海洋生物資源ごとの動向」というものがございます。その中に「(2)瀬戸内海海域のさわらの動向」という記載がされております。また、T A Eの具体的な数量につきましては、5ページをごらんになっていただきたいのですが、こちらに瀬戸内海全体のT A E数量が上の文章でも記載しておりますが、瀬戸内海全体で13万7,332(隻日)と定められております。こちらにつきましては、各漁業種類ごとの操業日数に、この5ページの表の右端に係数があり、中型まき網漁業のうちさわらを目的とするもの、すなわちさごし巾着網でございしますが、この係数が10、はなつぎ網が5、流し網が1となっております。そしてこちらの係数をかけて、合計した数字が瀬戸内海全体のT A Eの数量でございますが、これを各関係府県へ数値を割り振るという形で、配分をしております。その各府県ごとの数値につきましては、資料の8ページの表に、大阪府、兵庫県、以下大分県にかけて、各府県ごと漁業種類ごとにどのようなT A Eの管理期間を設定しているか、またその期間の漁獲努力量、すなわちT A Eの数量が具体的に記載されております。例えば、大阪府ですと、さわら流し網漁業につきまして、平成15年9月1日から平成15年の11月30日まで、この間のT A Eの数量が1万270隻日であると決められております。各府県とも、漁業種類ごとに具体的な期間と数値が設定されておりますが、平成15年のT A Eにつきましては、この表にあるように管理していくことになっております。

また府県ごと漁業種類ごとに定められた期間にそれぞれの当該漁業の操業を行った漁業者は、自県の県知事に対し操業日数の報告を行うことになっております。以上、具体的に各県ごとの数字を読み上げませんでしたが、平成15年のT A Eの数値についてでございます。T A Eにつきましては、平成15年が実際の運用の初年度となりますので、運用が円滑に行われるよう努めてまいりたいと思っております。

T A Eの話とは、少し離れますが、壁にさわら資源回復計画の関係のポスターとして、タイトル「瀬戸内のさわらは旨い」というものを貼っております。まだ印刷途中の見本刷りですのでサイズが小さいですが、実際にはこれの3倍ぐらいの大きさになるかと思っております。現在全漁連で作成しておりますので、年度内には各府県へお配りできるかと思っております。あわせてご紹介させていただきました。

以上でございます。

(藤本会長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの報告についてご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(高橋委員)

お尋ねしますが、今ご説明いただいた T A E の期間は、委員会指示で出した期間と必ずしも関連していないのですか。

(平松資源管理計画官)

委員会指示で出しているのは、秋漁を休漁する期間ですとか、春漁の休漁期間について定めておまして、T A E の期間につきましては、それぞれ休漁しない漁期、ですから例えば播磨灘ですと、秋漁で休漁措置をとっておりますので、春漁の期間中に T A E の管理期間を設定すると決めております。ですから、委員会指示で定めている休漁期間以外の期間が、すべて T A E の管理期間になるということではなくて、その中から必要な管理すべき時期を特定して、その間の日数をカウントしていくこととしております。

(高橋委員)

確認のようで申しわけありませんが、操業禁止期間以外がすべて T A E の対象期間ではないということによろしいですね。

(平松資源管理計画官)

はいそうです。

(高橋委員)

わかりました。

(藤本会長)

ほかにございませんか。

(「なし」という者あり)

(藤本会長)

T A E は資源管理を行っていく上で、非常に重要な手段でありますから、関係者におかれましては、T A E の適切な実施にご協力をお願いいたします。

(資源回復計画の次期対象種について)

(藤本会長)

それでは、次の議題に移らせていただきます。

前回の委員会において、資源回復計画の次期対象魚種として候補に挙げられているカタクチイワシ、トラフグ、小底対象魚種の3魚種について、資源回復計画の作成に向け検討を進めることの承認をいただいたところですが、検討結果について事務局より報告をお願いします。

(平松資源管理計画官)

それでは、資料7に基づきまして、資源回復計画の次期対象魚種の検討状況についてご説明をさせていただきます。

前回の委員会の中で、次期候補魚種につきましては、資源回復計画作成に向けて、引き続き検討することのご承認を受けまして、その後資料7の1ページ目の表にございますように、漁業者協議会ですとか、行政研究担当者会議等を開催しまして、それぞれ魚種の検討を進めてきております。こちらの表つきましては、当事務所が開催したり、また出席したもののみの記載となっておりますので、実際にはこれ以外にも各府県内の協議会が開催されておりますが、この資料につきましては、水産庁が参加したもののみとなっております。

この表にございますように、具体的に次期候補魚種として、小底対象種、カタクチイワシ、トラフグの3魚種について資源回復計画の作成に向け、各魚種の優先度の高い府県、また海域において、それぞれ資源回復計画の効果の考え方や、管理方策等について検討を進めてきております。こちらの表につきましては、時間の流れに沿って整理をさせていただいておりますが、先ほど言いました3魚種につきまして、魚種ごとに検討状況についてご説明をさせていただきます。

まず、小底対象種でございます。小底対象種につきましては、周防灘において資源回復計画についての検討をスタートさせることにつきまして、関係の協議会で了解が得られたところでございます。具体的に言いますと、2月24日に次期魚種検討のためのブロック漁業者協議会が開催されまして、その中で協議されたものでございます。こちらの関係県は、山口、福岡、大分の3県になってございます。昨年9月以降の検討の経緯につきましては、10月に周防灘三県小型機船底びき網漁業者交流会が開催されまして、その中で資源回復計画制度の説明や意見交換を行いました。また、ことしに入り、1月に開催されました周防灘三県資源管理協議会におきまして、関係県の行政研究担当者の方々と管理手法の検討や、資料7の2ページ目にあります「周防灘小底対象種資源回復計画について(素案)」を作成し、各県の小底の漁業者協議会で、資源回復計画についての協議を行うことにまとまりました。先ほど申しましたように、2月に各県にそれぞれ小底漁業者協議会を開催していただきまして、その中で協議を行ったところ、具体的な対象魚種や、漁獲努力量削減措置の内容につきましても、今後漁業者協議会等において十分検討することとし、

周防灘について資源回復計画の検討をスタートさせることにつきまして合意が得られ、更には最初に申しあげました2月24日に開催されました瀬戸内海ブロック漁業者協議会においても、了解が得られたものでございます。周防灘で資源回復計画の検討に取り組んでいくこととなりますと、従来から周防灘の漁業問題を協議しております周防灘連合海区漁業調整委員会での検討が必要となりますが、委員会開催の日程の都合上、本日先に瀬戸内海広調委での検討となっております。今後、周防灘連調委におきまして、資源回復計画の検討について協議を行う必要がございますので、瀬戸内海広調委におきましては、周防灘における小底対象種につきまして周防灘連調委での協議、また検討を進めることについて、ご承認を受けたく考えております。

以上が小底対象種についての検討状況でございますが、次にカタクチイワシについてご説明をさせていただきます。

カタクチイワシにつきましては、和歌山県、愛媛県、香川県で優先度が高いということでございます。それで、和歌山県と燧灘におきまして、資源回復計画の作成に関する検討を行ってまいりました。まず、和歌山県につきましては、資源回復の具体的な措置や回復目標の考え方について、県とヒアリング等を行いながら、計画達成へ向けて全体の枠組みをどのようにしていくかの検討を行っているところでございます。また、燧灘海域における関係県としましては、先ほどの愛媛県、香川県に加えて、広島県がありますが、これら関係県との行政研究担当者会議で管理手法等の検討を行いつつ、燧灘カタクチイワシ漁業者検討会の中で資源管理の方向性について検討されているという状況であります。燧灘のカタクチイワシ漁業者検討会においては、カタクチイワシの管理について、その具体的な取り組みの方向性についての協議が実施されておきまして、今後も継続して協議していくこととなっておりますので、この燧灘の検討会での協議状況、検討結果を踏まえまして、今後資源回復計画作成に関する検討を行っていきたいと思っております。また、あわせて資源回復目標の設定方法等の検討や、実際の回復措置、計画の実施海域と管理計画そのものの全体の枠組みについて、検討をさらに進めてまいりたいと考えております。以上がカタクチイワシに関する状況でございます。

もう一つトラフグについてでございます。

トラフグにつきましては、この魚種の特性上、他海域との連携が必要であり、また、それぞれの漁業実態を踏まえた管理方策を検討していく必要があることから、日本海・九州西広調委の九州西部会の海域になりますが、こちらの検討の進捗状況を踏まえながら、我々事務局がやっております瀬戸内漁調とそれから九州西部会で事務局をしております九州漁業調整事務所との間で、今後の連携のあり方や、検討の進め方を協議してきたところでございます。具体的には、トラフグは瀬戸内海に産卵場がありますが、そこで生まれたものが東シナ海等でもとられているので、例えば産卵場での規制等管理の実施とそれから全体の受益を考えたときに、ずれがあることがございますので、実際に漁獲する者を考えていきますと、九州西部会とあわせて合同担当者会議を行うということから、整理を進めていく必要があり、更にその場で漁獲実態や管理手法についての協議を行い、今後の方向

性を詰めていきたいと考えております。

3魚種それぞれの検討状況については、今ご説明したとおりでございます。周防灘における小底対象種につきまして、今後周防灘連調委でも協議検討を進めていただくということ、それから、先ほどご説明しましたように、カタクチイワシ、トラフグにつきましては、現在検討中でございますので、今後も検討を引き続き行うことにつきまして、本委員会で承認いただきたいと考えております。

以上でございます。

(藤本会長)

はい、ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等があるようでしたらお願いします。

(前田委員)

カタクチイワシについてですけれども、前回もお願いしましたので、重複するようになるかと思いますが、ご了解をお願いしたいと思います。カタクチイワシにつきましては、皆さんご承知のとおり、漁業や水産資源の面から非常に重要だというのは、今さら私が言うまでもないことだと思っております。私も、カタクチイワシというのは、漁業あるいは水産資源の原点ではないかと思っております。カタクチイワシを対象魚種として取り上げるには生態的、あるいは資源の科学的な観点からまだ解明されていない面もあり、資源回復計画を進めるに当たりましては、理論的に整合性がとれないという面もややあるやに聞いておりますけれども、資源の重要性あるいは今日の漁業の厳しい現状を踏まえまして、今申し上げましたような解明されていない、あるいは整合性がない問題点もあろうかと思っておりますけれども、そういう問題につきましては、前向きに解釈、理解をしていただきまして、積極的な対応が必要であろうかと思っております。

このようなことから、カタクチ資源回復が急務であり、カタクチイワシにつきましても、次期対象魚種として積極的な対応をしていただけるよう、水産庁に指導を強く要望いたしたいと思っております。

以上でございます。

(平松資源管理計画官)

前田委員からのご指摘を踏まえつつ、我々としても引き続きカタクチイワシについて、今後どのような構成で取り組むべきかということと十分協議し、その結果については今後の委員会の中で、ご報告できるように努めていきたいと思っております。

(藤本会長)

ほかにございませんか。

(山根委員)

周防灘の小型機船底びき網についてですが、山口県は周防灘と伊予灘と2つにまたがっていますし、資源回復計画に取り組むか否かについて、とやかく言うものではございませんが、まだ高いハードルがあると思います。ここである程度の期限を決めて行うのか、まだいろいろな諸条件が整う準備をされるということなのか、ここをもう一度はっきりお聞きしたいのですが。

(平松資源管理計画官)

まず、期間についてでございますが、基本的には資源回復計画の作成期間は平成16年度まででございますので、あと2カ年の間に先ほどの継続的に検討するという魚種も含めた今後の検討魚種について、資源回復計画作成となればそういう期間で整理をしていくということを目指して作業を進めていきたいと思っております。

ですので、特段1年なのか2年なのか、1年で最初から決めるのか決めないのかという部分がございませぬけれども、その間に協議を行った上で、まとめていきたいというのが目標としてはあります。ただ、山根委員がおっしゃられたように、今回漁業者協議会の中で提案させていただいたのも、これからまず漁業者の方々と漁業者協議会の場で協議をしながら、具体的な内容について整理していきたいという話をさせていただいておりますので、そういうことをきちっとやりながら、ただ資源回復計画は、平成16年度までが作成期間として区切られておりますので、それを念頭に置きつつ、進めていきたいと思っております。

(藤本会長)

ほかにございませんか。

(鍋島委員)

ちょっとお聞きしますが、トラフグについてですが、現在各県によって少しでも稚魚放流はやっているのでしょうか。なぜ聞いたかと申しますと、私どもの瀬戸内海東部の鳴門海峡あたりを毎年数センチのトラフグが通っていますが、それが非常に早くなった気がいたします。

(永井海区産業研究室長)

瀬戸内海でどのくらいのトラフグが種苗放流としてなされているかについての数字がありまして、トラフグでは例えば1982年から2000年までの9年間に、1年間の平均で東部の紀伊水道から備讃瀬戸にかけて平均で5万5,000尾それから西部の燧灘、伊予灘あるいは周防灘にかけては25万4,000尾の種苗放流が行われています。繰り返しますが、これは9年間の平均値でして、昔は少なかったですが最近ふえているので、最近では今言った平均値より高いと思います。いずれにしても、東部に対して西部で放してる尾

数は5倍ぐらいあります。

(鍋島委員)

92年からですか。

(永井海区産業研究室長)

82年から2000年までの19年間の誤りです。失礼しました。

(鍋島委員)

今から10数年前ですが、経験上、爆発的にとれたことがあります。それが最近ではゼロに近い。ということは、やっぱりそれをやっていた頃には相当とれたのではないかなと思います。お話を聞いて安心しましたが、これは稚魚をもしもふやせば、かなり期待できる魚ではないかと私は思いますので、できるだけこれからも放流をしていただきたいと思いますので、お願いを申し上げます。

(永井海区産業研究室長)

ちなみに、山口県が2001年7月から8月に徳山沖で放流した全長7センチの種苗6万5,000尾がありますが、これが徳山とか防府の市場で調べてみると、天然ものに混じって、7.7%ぐらいで採捕されています。放せばある程度の採捕はありますので参考までに。

(鍋島委員)

瀬戸内海の東部はどうでしょうか。

(永井海区産業研究室長)

済みません、今手元に数字がありませんが、調べればあろうかと思います。

(鍋島委員)

私の経験上、最近はゼロに近い水揚げでございますので、こちらの方でも何かやってほしいと私はお願い申し上げます。

(折見委員)

広島県の場合は尾道で受精卵放流を毎年行っています。

(藤本会長)

ほかにありませんか。

(「なし」という者あり)

(藤本会長)

それではないようでありますので、周防灘における小底対象魚種が次期資源回復計画の検討対象魚種としては優先順位が高いことから、これに取り組んでいくことになれば、事務局からも説明がございましたように、従来から周防灘の漁業問題に取り組んできた周防灘三県連合海区漁業調整委員会での検討が当然必要となります。本委員会として、周防灘における小底対象魚種について、周防灘連調委での協議・検討を進めていただくこと、そしてカタクチイワシ、トラフグについて引き続き検討していくことを承認したいと考えますが、いかがでございでしょうか。

(「異議なし」という者あり)

(藤本会長)

はい、ありがとうございます。

それでは、事務局は周防灘連調委と連携をとりながら作業を進めてください。また、カタクチイワシ、トラフグについても引き続き検討作業を進めていただくようお願いいたします。

(その他)

(藤本会長)

それでは、次に議題3その他についてですが、報告事項が2点ございます。1点目は、平成15年度の資源回復関係の予算について、2点目は香川県の資源調査報告についてでございます。これらの件につきまして、事務局から説明をお願いします。

(斉藤資源管理企画班課長補佐)

水産庁管理課の斉藤と申します。よろしく申し上げます。資料8に基づきまして、平成15年度の資源回復関係予算を説明させていただきます。

平成15年度予算につきましては、国の予算が非常に厳しい中で、財務省にも資源回復の必要性を認めていただきまして、新たな取り組みですとか、拡充すべき部分は拡充し、予算を確保したところであります。

まず1ページの全体の表ですが、これは大きく分けて2つに分かれております。1つは、資源回復措置でありまして、これは資源回復計画を進めていく上での、具体的な支援措置であります、例えば減船に関する支援措置、休漁に関する支援措置、種苗放流に係る経費、保全事業を行う経費といった直接的な経費となっております。そしてもう1つが関連・支援措置として、資源回復計画を作成するための会議の開催費、PRするためのポスターをつくる費用、調査を行なうための予算といったものです。

細かい字句が並んでおりまして全体の表が大変見にくくて恐縮ですが、特に資源回復計

画に直接関係します5本の事業について説明したいと思います。

1枚めくっていただきまして、2ページ、資源管理体制・機能強化総合対策事業ですが、これは前回の委員会でご説明した内容から、ほぼ変わっておりません。見た目上は新規事業に見えますが、これは平成15年度で関連する事業を整理して一本で出したことで、形式上新規事業となっておりますが、実際は個々の事業を平成14年度も行なってきたりまして、それを一本にあわせたものとなっております。2.事業内容ですが、(1)といたしまして、資源管理に必要な情報の提供ということで調査を、(2)といたしまして、従来漁業者の皆様がおやりになられています資源管理型漁業を量・質・コストを一体的にとらえて行っていくこととなっております。そして(3)といたしまして、広域的な資源管理への協力ということで、が資源回復計画に直接関係しますが、資源回復計画を作成するための会議費、そういったものに係る費用、また、新たに平成15年からTAE制度が実施されることになっておりますので、報告・集計に係る管理体制の整備の経費も新たに計上してあります。そして ですが、漁獲可能量、TACの適切な管理ということで、TAC報告に係る経費について計上してあります。

続きまして3ページ目、資源回復推進等再編整備事業についてですが、この事業内容のうち、資源回復型が関係しますが、これは資源回復計画に基づき、減船を行なうときの支援事業であって、平成14年度から行っているものですが、必要な額を確保致しました。6.概算決定額ですが、前年より減っておりますが、これは事業全体の見直しを行ない、資源回復以外のメニューの整理を行なった結果、見た目は減額の形になっております。

そして、4ページ目、資源回復計画推進支援事業(拡充)となっておりますが、こちらの瀬戸内海さわらの資源回復計画でも活用していただいている、漁具を改良した場合の導入経費、または休漁に係る経費を支援する事業ということとなっております。6.平成15年度の予算額ですが、前年度の4億円から6億円に拡充されております。これは、当然資源回復計画の本数がふえていくことから、拡充という形で手当を致しました。

続きまして、5ページ目、資源回復支援基盤整備事業についてですが、これは公共事業を活用し、公共事業を行なう際に、資源回復計画に基づき、休漁している漁船を使って海底耕うんや、ごみ掃除ができないかということをお考えたものでございます。6.予算額といたしまして94億円を確保したところでございます。

続きまして、最後の6ページ目、いわゆる水研が行なう資源調査事業となっております。資源回復計画を初め、TACなど、資源管理を行う必要のある魚種について科学的な知見の充実を図るといった内容となっております。

非常に急ぎ足の説明でありましたが、このような予算を使いながら、資源回復計画など、我が国の資源管理全般を適正に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

(大田調整課長)

続きまして、香川県水産試験場によりますさわら資源評価調査実施結果についてご説明

を差し上げます。

このことにつきましては、昨年10月15日、それから23日、30日の3回にわたり、播磨灘におきまして、香川県水産試験場が資源調査を行なっております。この当該海域はご承知のとおり、9月1日から11月30日までは本委員会指示によりましてさわらを目的とした操業が禁止となっております。しかしながら、この香川県の調査につきましては、試験研究が目的でありますので、適用除外といたしまして、特別採捕の許可はしないかわりに、その調査内容、調査結果については、当委員会に報告していただくという整理がされております。本日は香川県水産試験場の竹森さんに来ていただいておりますので、その概要についてご説明をしていただきたいと思います。お願いします。

(竹森主任研究員)

香川水試の竹森です。よろしくお願いします。座って説明させていただきます。

それでは、資料9に基づきまして、今年のさわら流しさし網の試験操業の結果をご報告させていただきます。先ほど大田課長からお話がありましたように、今年の場合は資源回復計画に基づく広域漁業調整委員会指示により、播磨灘では全面休漁なわけですがけれども、ご承知のとおり、本県の場合、平成10年度から秋漁の全面休漁を実施しております。そのような背景の中で、その年生まれの資源量の動向を見ようという目的のもとに、平成10年度から試験操業を行っております。したがって、一応過去の結果も含めて、ご報告させていただきます。

まず、試験操業の状況ですが、これにつきましては、本県鴨庄漁協所属のさわら流しさし網漁船2隻を用船しまして、平成10年から実施しております。去年は網の目合いはすべて2.7寸で実施しております。試験操業海域は、小豆島の南西海域であります。資料中2の調査日及びさごしの漁獲状況でございますが、去年は今お話にありましたように、10月15日、23日、30日の3回、のべ6隻で実施しております。過去には11月にずれ込んだこともありますが、基本的には漁業者と相談して、この潮ならとれるだろうとの判断のもとに日を選定し試験操業を行っております。漁獲尾数についてですが、平成10年から平成14年まで記載しておりますけれども、今年の場合は延べ6隻で289尾で、この5年間の中では一番の漁獲になっております。一隻当たりのCPU Eを書いておりましたが、今年の場合はそれぞれ一隻当たり48.2尾の漁獲、一反当たり直しますと3.3尾であり、前年の平成13年と比較しまして2倍弱の漁獲でした。平成10年の漁獲量が一番少なかったわけですが、それ以後わずかずつですがふえているという状況がうかがわれます。

続きまして3漁獲サゴシの大きさですが、平成10年から平成14年までの平均尾叉長と平均体重を記載しております。括弧の中は最小のサイズから最大のサイズであります。右の方にうち放流サワラと書いておりましたが、これはご承知のとおり、本県で標識放流を実施しておりますので、今年の場合は、289尾中9尾が標識放流でとられたものであり、放流効果もかなりあるだろうと見ております。それで、漁獲サワラのサイズについて資料

には数字を記載しておりますが、2ページ目に、平成10年から平成14年までの体長組成について書いてあります。一応、オス、メスと上下に分けて書いてありますが、昨年の方は、見ていただきますとわかるとおり、45センチから48センチを中心にとられたことから、ここ5年間の中では、わずかずつですけれど、小さくなってきているかという状況になっております。それで、平成14年の尾叉長が46センチから48センチ程度で、過去鴨庄漁協で秋漁を実施していた当時の10月の漁獲と大きさを比べてみますと、大体1994年当時と同じくらいという結果になっております。

しかしながら、漁獲量が多かった1988年、1987年当時に比べると、まだまだサイズ的には大きいという結果になっておりますので、当分の間は資源回復計画に基づく規制と言いますか、資源管理を継続して行う必要があるかと考えております。

以上です。

(藤本会長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの報告についてご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

ございませんか。

(「なし」という者あり)

(藤本会長)

それでは、ご意見、ご質問等もございませんようですので、その他として本日の委員会で取り上げる事項はございませんか。

(「なし」という者あり)

(藤本会長)

それでは、ほかにご意見もないようでございますので、本日の委員会はこれにて散会いたしたいと思っております。委員の皆様、それからご臨席の皆様におかれましては、貴重なご意見ありがとうございました。

なお、議事録署名人の高橋委員と前田委員におかれましては、後日事務局より議事録が送付されますので、署名方よろしくお願いいたします。

これをもちまして、第6回瀬戸内海広域漁業調整委員会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。